

こんにちは。私達は日本年金機構です。

20歳になるあなたに 国民年金の加入のご案内をします。

国民年金は、あなたのライフスタイルをサポートします！

日本年金機構は、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受けて
公的年金制度の運営業務を行っています。

Q. 加入するかしないかは、 本人の自由でしょ？

1

A. いいえ。
加入することは義務です。

- 国民年金は、20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの全ての方が加入することが法律で義務付けられています。
- 国民年金は、ご両親の世代の生活を支える保険料を納付（仕送り）する義務を果たし、将来、子供の世代に支えてもらうという世代間扶養の仕組みです。

Q. 毎月15,020円(*1)の保険料が 払えない！どうしたらいいの？

2

A. 保険料の納付猶予制度
などをご利用ください。

- 今すぐ保険料を納めることが困難な場合には、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの手続をしていただくことにより、保険料の納付が猶予されます。
- 保険料納付を免除・猶予された期間について、後払いできる制度（追納）もあります。
- ★ 保険料納付の猶予や追納について、詳しくは3ページをご覧ください。
(※ 1) 平成23年度の毎月の国民年金保険料額。

Q. 保険料を安くする方法は あるの？

3

A. あります！前納制度や
口座振替等をご利用ください。

- 保険料を早めにお支払いいただくこと（前納）により保険料が割り引かれます。
- ★ この前納制度と口座振替をセットにすることで、割引率が拡大します。詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください（平成23年度国民年金保険料を口座振替で一年前納した場合、年間3,780円お得になります！）。

Q. 将来、十分な年金が 本当にもらえるの？

4

A. はい。生きている限り
もらえる、一生涯の保険です。

- 賃金や物価の変動にあわせて、年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから年金を受給（65歳）するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されます。
※ 老齢基礎年金の額 622,800円（昭和61年度（1986年度））
→788,900円（平成23年度（2011年度））
- 国民年金の老齢基礎年金は1/2が国庫負担（税金）で賄われているため、払った保険料を上回る給付を受けられます。

Q. 年金は、年をとってからしか もらえないでしょ？

5

A. いいえ。障害年金や
遺族年金の保障があります。

- 国民年金加入中の病気やケガで障害を負われて働けなくなるなど、一定の障害の状態にある間は「障害基礎年金」が、また、万一ご本人が亡くなられたときは、残された妻や子に「遺族基礎年金」が支給されます。
- 障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、事故や病気が発生した日の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

【障害基礎年金の支給事例】

20歳で国民年金に加入され、翌月に交通事故で片足を切断した場合には、障害と認定された日の翌月から障害基礎年金が支給されます。障害の状態によって1級または2級に区分されますが、このケースの場合は、2級の障害に該当すると思われるので年額788,900円（平成23年度の場合）が支払われます。

Q. 保険料を納めたら 税金が安くなるの？

6

A. 所得税や住民税が
安くなります。

- 納めた保険料は社会保険料控除として全額控除の対象となり、所得税や住民税が安くなります。
- ご本人の代わりにご両親が保険料を納めた場合は、ご両親が社会保険料控除を受けられます。
★ 年末調整や確定申告をされる場合は、国民年金保険料の「領収証書」もしくは日本年金機構からお送りする「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の提出が必要ですので大切に保管してください。
★ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、毎年11月上旬にお送りします（10月以降にその年初めて国民年金保険料を納めた方は翌年2月上旬にお送りします）。